

岡山県公報

発行
岡山県
岡山県岡山市内山下
二丁目4番6号
定価 1箇月2,330円

主要目次

- 岡山県補助金等交付規則の規定による補助金等の名称等の制定の一部改正……………六五
- 保安林の解除予定……………六五
- 特定計量器定期検査……………六六
- 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了……………六六
- 土地改良事業施行認可申請の縦覧……………六七
- 土地改良事業計画の変更認可申請の縦覧……………六七
- 土地改良区役員の退任及び就任届……………六七
- 岡山県職員の仕事に係る倫理の保持に関する状況及び倫理の保持に關して講じた施策の公表……………六六
- 都市計画の決定の図書の写しの縦覧……………六六
- 国土調査の成果の認証……………六六
- 特定非営利活動法人の設立認証の申請……………六六
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請……………六六
- 大規模小売店舗の変更の届出の縦覧……………六六
- 大規模小売店舗の廃止の届出……………六六
- 大規模小売店舗に関する市町村等の意見の縦覧……………六六

告示

●岡山県告示第四百九十五号
昭和四十一年岡山県告示第五百十二号（岡山県補助金等交付規則の規定による補助金等の名称等の制定）の一部を次のように改正し、平成十六年度分の補助金から適用する。
平成十六年八月十七日

表産業労働部中の部岡山県海外国際見本市等出展支援補助金の項の次に次のように加える。

岡山県知事 石井正弘

岡山県産学連携 プロジェクト 事業費補助金	岡山県内大学生等の 起業家意識の 向上や産学 連携の促進	岡山県内大学生等 の起業家意識 の向上や産学 連携の促進	岡山県内大学生等 の起業家意識 の向上や産学 連携の促進	岡山県内大学生等 の起業家意識 の向上や産学 連携の促進
-----------------------------	---------------------------------------	---------------------------------------	---------------------------------------	---------------------------------------

●岡山県告示第四百九十六号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。
平成十六年八月十七日

岡山県知事 石井正弘

- 一 解除予定保安林の所在場所
倉敷市生坂字大寺二四四〇の三、字中山二四五四の二・二四五四の八・字京丸二四六三の三（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）
 - 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 三 解除の理由
道路用地とするため
 - 一 解除予定保安林の所在場所
倉敷市生坂字中山二四五四の七、二四五四の八（次の図に示す部分に限る。）
 - 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 三 解除の理由
ダム用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を岡山県庁及び倉敷市役所に備え置いて縦覧に供する。）
- 岡山県告示第四百九十七号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。
平成十六年八月十七日
- 岡山県知事 石井正弘
- 一 解除予定保安林の所在場所
都窪郡山手村大字岡谷字水別一八一七の七・一八一八の五・一八一八の六・一八一九の三から一八一九の六まで（以上七筆国有林）
 - 二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備
三 解除の理由

道路用地とするため

◎岡山県告示第四百九十八号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定による特定計量器定期検査を次のとおり実施する。

なお、対象となる特定計量器は、非自動ばかり（計量法施行令（平成五年政令第32号）第二十九条）第五条第一号又は第二号に掲げるものを除く。）、分銅及びおもりとする。

平成十六年八月十七日

岡山県知事 石井正弘

区域	場所	期	日
津山市	津山浄化センター	平成十六年九月十三日	〇
"	津山農協高野支店	"	〇
"	河辺支店	十四日	〇
"	津山市総合食品卸売市場	"	〇
"	"	十五日	〇
"	"	"	〇
"	"	十六日	〇
"	"	"	〇
"	津山農協院庄支店	十七日	〇
"	"	"	〇
"	津山市役所本庁舎東側車庫	二十一日	〇
"	"	"	〇
"	"	二十二日	〇
"	"	"	〇
"	"	二十七日	〇
"	"	"	〇
"	"	二十八日	〇
"	"	"	〇
"	"	二十九日	〇

公 告

（五九）次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成十六年八月十七日

岡山県知事 石井正弘

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

吉備郡真備町大字川辺字糸田二〇四〇、二〇四一、二〇四二、二〇四三、二〇四四、二〇四五―一、二〇四六一、二〇四七一

二 許可を受けた者の住所及び氏名

倉敷市堀南七〇四番地の五
大黒天物産株式会社
代表取締役 大賀 昭司

三 許可番号

岡山県指令建指第一〇三二号

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

浅口郡金光町大字占見新田一〇二五一五

二 許可を受けた者の住所及び氏名

浅口郡金光町大字占見新田一〇三〇一一
白神 修己

三 許可番号

岡山県指令建指第二二三二号

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

赤磐郡山陽町岩田字深田三九六一一、三九七―三

二 許可を受けた者の住所及び氏名

赤磐郡山陽町山陽団地二一〇一―一五
渡邊 剛

三 許可番号

岡山県指令建指第二九三二号

（五〇）土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第一項の規定により申請のあった新規土地改良事業の施行について、同条第九項において準用する同法第八条

第一項の規定により、その申請を適当と決定したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して異議がある者は、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に岡山地方振興局長に申し出ることができる。

平成十六年八月十七日

岡山県知事 石井正弘

一 申請者

玉野市土地改良区理事長

二 地区名

秀天（小規模土地改良（かんがい排水）事業）

三 縦覧に供する書類

土地改良区定款

事業計画書

四 縦覧の期間

平成十六年八月十七日から平成十六年九月七日まで

五 縦覧の場所

岡山地方振興局農林水産事業部

（五二）土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定により申請のあった土地改良事業計画の変更に付いて、同条第九項において準用する同法第八條第一項の規定により、その申請を適当と決定したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して異議がある者は、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に岡山地方振興局長に申し出ることができる。

平成十六年八月十七日

岡山県知事 石井正弘

一 申請者

光南台土地改良区理事長

二 地区名

三峪池5号（非補助土地改良（かんがい排水）事業）

東小串6号線（非補助土地改良（農道舗装）事業）

小名郷本線3号（非補助土地改良（かんがい排水）事業）

三峪池4号（ ）

三 縦覧に供する書類

計画変更を必要とする理由書

土地改良区定款

事業変更計画書

四 縦覧の期間

平成十六年八月十七日から平成十六年九月七日まで

五 縦覧の場所

岡山地方振興局農林水産事業部

（五三）土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、土地改良区役員の退任及び就任の届出があった。

平成十六年八月十七日

岡山県知事 石井正弘

一 土地改良区の名称

野介代土地改良区

二 退任及び就任役員

退任役員 氏名 就任役員 氏名

今井 薫 氏名 就任役員 氏名

西野 有一 氏名 就任役員 氏名

峪川 勲 氏名 就任役員 氏名

山田 克己 氏名 就任役員 氏名

山本 勇 氏名 就任役員 氏名

上本 至 氏名 就任役員 氏名

木下 清美 氏名 就任役員 氏名

西野 修平 氏名 就任役員 氏名

西野 博通 氏名 就任役員 氏名

金堀 晴男 氏名 就任役員 氏名

西野 利夫 氏名 就任役員 氏名

高橋 利夫 氏名 就任役員 氏名

高橋 通治 氏名 就任役員 氏名

甲本 治則 氏名 就任役員 氏名

高橋 通治 氏名 就任役員 氏名

宮崎 徹 氏名 就任役員 氏名

西野 重光 氏名 就任役員 氏名

山本 勝弘 氏名 就任役員 氏名

小原 一郎 氏名 就任役員 氏名

高橋 利夫 氏名 就任役員 氏名

西野 利夫 氏名 就任役員 氏名

金堀 晴男 氏名 就任役員 氏名

西野 博通 氏名 就任役員 氏名

西野 修平 氏名 就任役員 氏名

木下 清美 氏名 就任役員 氏名

上本 至 氏名 就任役員 氏名

山田 克己 氏名 就任役員 氏名

山本 勇 氏名 就任役員 氏名

木下 清美 氏名 就任役員 氏名

西野 修平 氏名 就任役員 氏名

西野 博通 氏名 就任役員 氏名

金堀 晴男 氏名 就任役員 氏名

理事別

理事別

理事別

理事別

理事別

理事別

理事別

理事別

理事別

理事別

理事別

理事別

理事別

理事別

理事別

理事別

理事別

理事別

理事別

理事別

理事別

理事別

理事別

理事別

理事別

理事別

理事別

理事別

理事別

理事別

理事別

理事別

理事別

理事別

理事別

理事別

理事別

理事別

理事別

畑中 知時	安達 兼人	坂野 敬一	安田 茂男	塚村 健治	筒井貞次郎	亀岡 達明	吉田 利村	石井 邦雄	石井万亀雄	田中 均	畝山 素之	畑田 出美	大橋 貞則	鍋谷 恒久	藤丘 律男	安田 義憲	加賀 利輔	加賀 利輔	富田 正徳	片山 均	武繩 恭男	川崎十七吉	奥島 暉海	永原 英芳	松本 章	井上 武士	北村 哲	畑田 享	山下威真一	川田 太郎	小川 清忠	羽川喜一郎	抽井 勝敏	逸見登喜夫	山田 義行	山田 義行		
金光町下竹一三七三	大谷一六九八一	鴨方町鴨方五八〇	益坂一四四三	地頭上四七四	本庄一九四二	小坂東一五八七	一一八三	一八九四	小坂西三一〇三	四〇七	深田五八八	二四二五	金光町占見一一四六	占見新田一〇七二	一三八七	地頭下八六七一一	八重一九六	鴨方町深田一二三六	金光町八重六〇九一七	上竹二〇四七一	鴨方町鴨方一〇四九	本庄二一〇〇	小坂東六五五	八六	小坂西二四〇四	一一七	深田二四八七	金光町占見新田六二二一	地頭下六二〇一一	鴨方町鴨方一二六七	本庄三三	小坂西二六二八一一	金光町占見三三一	占見新田六三三五	占見新田六三三五			
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

〔五三〕岡山県職員倫理条例(平成十二年岡山県条例第六号)第四条の規定により、平成十五年四月一日から平成十六年三月三十一日までの間における岡山県職員の職務に係る倫理の保持に関する状況及び倫理の保持に関して講じた施策について、次のとおり公表

する。

平成十六年八月十七日

岡山県知事 石井正弘

一 倫理の保持に関する状況

1 夜間において利害関係者と共に自己の費用を負担して飲食をすることについての届出の件数 六三二件

2 利害関係者と共に、自己の費用を負担しないで飲食をし、又は自己の費用を負担するかどうかにかかわらず、遊技、ゴルフ若しくは旅行をすることについての許可の件数 一二二件

3 一件につき五千円を超える贈与等又は報酬の支払を受けた件数 〇件

4 岡山県職員倫理条例及び岡山県職員倫理規則(平成十二年岡山県規則第百十三号)の規定に違反したことによる懲戒処分件数 一件

二 倫理の保持に関して講じた主な施策

1 各所属長に対し、綱紀の保持、虚礼の廃止等について通知したこと。

2 職員研修等において、職員倫理に関する講座を開催したこと。

3 不祥事件の再発防止に向け、「服務規律アドバイザー」を任用し、職員の相談体制の確立と綱紀粛正を図ったこと。

〔五四〕都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十条第二項の規定により、船穂町から、岡山県南広域都市計画地区計画の決定の図書の写しの送付があったので、当該図書の写しを次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成十六年八月十七日

岡山県知事 石井正弘

一 都市計画を決定する土地の区域

名称 船穂町柳井原地区計画

決定する土地の区域 浅口郡船穂町柳井原 二十一・四ヘクタール

二 都市計画の決定年月日

平成十六年七月三十日

三 縦覧場所

岡山県庁土木部都市計画課

なお、当該図書の原本は、船穂町役場企画振興課において縦覧に供する。

〔五五〕国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第十九条第二項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成十六年八月十七日

岡山県知事 石井正弘

調査を行った者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
神郷町	平成十四年五月 平成十六年五月	神郷町 地籍図及び 地籍簿	大字釜村の 一部	平成十六年八月十二日
哲多町	平成十四年五月 平成十六年三月	哲多町 地籍図及び 地籍簿	大字蚊家の 一部	平成十六年八月十二日

〔五〕 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立認証の申請があった。

平成十六年八月十七日

岡山県知事 石井正弘

- 一 申請のあった年月日
平成十六年八月五日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
はちみつ
- 三 代表者の氏名
城本 末博
- 四 主たる事務所の所在地
岡山市松新町六五番地四
- 五 定款に記載された目的
この法人は、在宅で介護が必要な高齢者その他支援を必要とする人々に対して、地域に根ざした助け合いに関する事業を行い、すべての人々が健やかに暮らせる地域社会をつくりと、福祉の増進に寄与することを目的とする。

〔五七〕 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があった。

平成十六年八月十七日

岡山県知事 石井正弘

- 一 申請のあった年月日
平成十六年八月五日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
岡山県クレー射撃協会
- 三 代表者の氏名
高藤 祚嗣
- 四 主たる事務所の所在地
御津郡御津町大字下田六二九番地
- 五 定款変更の内容

その他の事業を次のように改める。
 (1) 管理受託業務（射撃場の経営及び運営）
 (2) 装弾、クレー等射撃に係る物品及び飲料水等の販売事業

〔五八〕 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成十六年八月十七日

岡山県知事 石井正弘

- 一 届出事項の概要
 - 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 イズミ美作店
所在地 英田郡美作町植原下字土屋敷一二六八一一ほか
 - 2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名
名称 株式会社イズミ
住所 広島県広島市南区京橋町二番二一
代表者の氏名 代表取締役社長 山西 泰明
 - 3 変更事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所及び代表者の氏名（変更前）
名称 株式会社スイートガーデン
住所 京都府久世郡久御山町大字佐山小字双栗三七番地の一
代表者の氏名 代表取締役社長 山本 悟
（変更後）
名称 株式会社スイートガーデン
住所 京都府京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町五六六一
代表者の氏名 代表取締役社長 磯野 幹夫
 - 4 変更年月日
平成十六年三月三十一日
- 二 届出年月日
平成十六年八月十日
- 三 縦覧の期間及び場所
 - 1 縦覧の期間
平成十六年八月十七日から平成十六年十二月十七日まで
 - 2 縦覧の場所
岡山県産業労働部経営支援課及び勝英地方振興局総務振興部総務振興課

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 イズミ美作店

所在地 英田郡美作町植原下字土屋敷二二六八一―一ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社イズミ

住所 広島県広島市南区京橋町二番二二号

代表者の氏名 代表取締役社長 山西 泰明

3 変更事項

(変更前)

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻 午前十時(ただし、年間三十日に限り午前九時)

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前九時三十分から午後十時三十分まで(ただし、年間三十日に限り午前八時四十五分から午後十時三十分まで)

(変更後)

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻 午前九時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前八時四十五分から午後十時三十分まで

4 変更年月日

平成十六年八月十六日

届出年月日

平成十六年八月十日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成十六年八月十七日から平成十六年十二月十七日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課及び勝英地方振興局総務振興部総務振興課

(五) 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第五項の規定により、次のおり大規模小売店舗の廃止の届出があった。

平成十六年八月十七日

岡山県知事 石 井 正 弘

一 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 有限会社弥生倉庫

住所 岡山市大元上町三番一八号

代表者の氏名 代表取締役 弥久末寿賀子

二 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ニノミヤ岡山店

所在地 岡山市西古松西町七丁目一〇一番地ほか

三 廃止年月日

平成十六年七月十七日

(五) 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により市町村から聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりであり、同条第三項の規定により、これらの意見を縦覧に供する。

平成十六年八月十七日

岡山県知事 石 井 正 弘

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 天満屋岡山店・ロッツ店

所在地 岡山市表町二丁目一番一号ほか

二 意見の概要

市町村から聴取した意見

大規模小売店舗において小売業を行う者の変更によっては、当該店舗の周辺地域の生活環境に与える影響はありません。

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間 平成十六年八月十七日から平成十六年九月十七日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課、岡山地方振興局総務振興部総務振興課及び岡山市

役所

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ジョイフルタウン岡山

所在地 岡山市下石井二丁目一〇番一〇二ほか

二 意見の概要

市町村から聴取した意見

意見を有しない

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間 平成十六年八月十七日から平成十六年九月十七日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課、岡山地方振興局総務振興部総務振興課及び岡山市

役所

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ハローズ芳泉店 ホームセンターコーナン岡山当新田店

- 所在地 岡山市当新田二二一―二ほか
- 二 意見の概要
市町村の区域内に居住する者などから述べられた意見
開発道から市道当新田三九号線、出入口三付近から南下する道路への橋がけをや
めてもらいたい。
- 三 縦覧の期間及び場所
 - 1 縦覧の期間
平成十六年八月十七日から平成十六年九月十七日まで
 - 2 縦覧の場所
岡山県産業労働部経営支援課、岡山地方振興局総務振興部総務振興課及び岡山市
役所